

所得の種類と計算方法

所得には次のような種類があり、種類ごとに所得の計算方法があります。

所得の種類	内容	計算方法	
総合課税	営業等	自営業から生じる所得 収入金額 - 必要経費	
	農業	農業から生じる所得 収入金額 - 必要経費	
	不動産	不動産の貸付から生じる所得 収入金額 - 必要経費	
	利子	公社債、預貯金の利子 収入金額	
	配当	株式の配当、出資金の配当など 収入金額 - (元本の取得に要した)負債利子	
	給与	給与・賃金・賞与など 収入金額 - 給与所得控除額	
	雑	公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金等) 生命保険契約による年金 原稿料・講演料など	公的年金等 収入金額 - 公的年金控除額
			公的年金以外 収入金額 - 必要経費
			と 両方ある場合の雑所得 の計算結果 + の計算結果
	一時所得	生命保険契約等による一時金 賞金や懸賞当選金など 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円) * 課税される一時所得は、上記で求めた金額の2分の1	
総合譲渡所得	土地建物等以外の譲渡所得 車両機械等を譲渡した場合に生じる所得 短期譲渡所得・・・所有期間が5年以下 長期譲渡所得・・・所有期間が5年超	短期譲渡所得のみの場合 収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額(50万円)	
		長期譲渡所得のみの場合 収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額(50万円) * 課税される長期譲渡所得は、上記で求めた金額の2分の1	
		と 両方ある場合(の順で計算し、合算) 収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額(50万円) の(収入金額 - 取得費・譲渡費用)が50万円以上の時 収入金額 - 取得費・譲渡費用 = 長期譲渡所得 の(収入金額 - 取得費・譲渡費用)が50万円未満の時 の特別控除50万円に控除しきれない控除不足額部分が生じ、その部分が の特別控除額になります。 収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額 = 長期譲渡所得 * の特別控除額 = 50万 - の(収入金額 - 取得費・譲渡費用) * 課税される長期譲渡所得は、上記で求めた金額の2分の1	
分離課税	分離譲渡所得 土地建物等の譲渡所得 短期譲渡所得・・・所有期間が5年以下 長期譲渡所得・・・所有期間が5年超 株式等の譲渡所得	土地建物等(短期・長期譲渡所得ともに) 収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額	
		株式等 収入金額 - 取得費・譲渡費用	
	上場株式等の配当所得	申告分離課税を選択した上場株式等の配当 収入金額 - (元本の取得に要した)負債利子	
	山林所得	山林の譲渡による所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円)	
退職所得	退職金 * 注 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2		

* 注 原則、退職所得は支給時に市県民税が源泉徴収されて課税関係が終了し、翌年の個人市県民税で課税されることはありません。